

2026年1月20日

大阪対外ビジネス・プロモーション協議会

各位

O-BIC 外資系企業進出支援事業 規約改定のお知らせ

平素より、大阪外国企業誘致センター（以下「O-BIC」という）の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、O-BIC 外資系企業進出支援事業の規約を 2025 年 12 月 17 日付で改定いたしました。主な変更点は以下の通りです。

【該当箇所変更内容（抜粋）】

＜変更前＞

8. 手続きの流れ

(5) 振込依頼書の提出

「振込依頼書」へ日本国内の口座情報※をご記入の上、O-BIC へご提出ください。

※口座は申請責任者（法人・支店または代表者）のものをご指定ください。

＜変更後 ※太字が変更箇所＞

8. 手手続きの流れ

(5) 振込依頼書の提出

「振込依頼書」に日本国内の口座情報※をご記入の上、「**支援事業利用認定通知書**」に記載の**支援事業利用認定日**から起算して1年以内に O-BIC 必着でご提出ください。

※口座は申請責任者（法人・支店または代表者）のものをご指定ください。

今回の規約改定により、支援事業費の支払いにあたり、「振込依頼書」の提出期限が定められました。O-BIC が送付した「振込依頼書」に日本国内の口座情報をご記入の上、「**支援事業利用認定通知書**」に記載されている**支援事業利用認定日**から起算して1年以内に O-BIC 必着でご提出ください。

なお、2026 年 1 月 20 日以前に O-BIC より「**支援事業利用認定通知書**」および「振込依頼書」を受領されている場合は、「振込依頼書」に日本国内の口座をご記入のうえ、本ご案内の日付から起算して1年以内に O-BIC 必着でご提出ください。

上記の期日内に必要事項が明記された「振込依頼書」をご提出いただけない場合は、支援事業費のお支払いはできかねますのでご注意ください。詳細につきましては、『O-BIC 外資系企業進出支援事業ご利用案内』をご確認ください。

今後とも O-BIC の事業にご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上